愛知中部水道企業団監査委員監査基準

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 一般基準(第5条-第11条)

第3章 実施基準(第12条—第19条)

第4章 報告基準(第20条—第24条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 愛知中部水道企業団監査委員監査基準(以下「本基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第8号までの監査(以下「監査」という。)、同項第9号の検査(以下「検査」という。)及び同項第10号から第13号までの審査(以下「審査」という。)並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

(規範性)

第2条 本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

(監査等の目的)

- 第3条 監査等の目的は、愛知中部水道企業団(以下「企業団」という。)の 行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理 及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な 実施を確保し、もって住民の福祉の増進と水道事業への信頼確保に資するこ とである。
- 2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第20条 に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び企業長等 に提出する。

(監査等の種類及びそれぞれの目的)

- 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 財務監査(法第199条第1項) 財務に関する事務の執行及び経営に

- 係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (2) 行政監査(法第199条第2項) 事務の執行が法令に適合し、正確で、 最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に 努めているか監査すること
- (3) 議会の請求に基づく監査(法第98条第2項) 議会の請求に基づき、 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよ うにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (4) 企業長の要求に基づく監査(法第199条第6項) 企業長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- (5) 財政援助団体等に対する監査(法第199条第7項) 補助金、交付金、 負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元 金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理 を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が 当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (6) 公金の収納又は支払事務に関する監査(法第235条の2第2項又は公 企法第27条の2第1項) 監査委員が必要と認めるとき、又は企業長の 要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われてい るかを監査すること
- (7) 住民監査請求に基づく監査(法第242条) 住民が、企業団の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること
- (8) 企業長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の2第3項又は公企法第34条) 企業長の要求に基づき職員が企業団に 損害を与えた事実があるか監査すること
- (9) 例月現金出納検査(法第235条の2第1項) 企業出納員等の現金の 出納事務が正確に行われているか検査すること
- (10) 決算審査(公企法第30条第2項) 決算その他関係書類が法令に適合 し、かつ正確であるか審査すること
- (11) 基金の運用状況審査(法第241条第5項) 基金の運用の状況を示す 書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか 審査すること
- (12) 健全化判断比率審査(健全化法第3条第1項) 健全化判断比率並びに その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であ

るか審査すること

- (13) 資金不足比率審査 (健全化法第22条第1項) 資金不足比率並びに その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であ るか審査すること
- 2 前項第1号に規定する財務監査及び前項第2号に規定する行政監査は、定例監査(法第199条第4項)又は随時監査(法第199条第5項)として 実施する。
- 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。 第2章 一般基準

(倫理規範)

- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な 態度を保持するものとする。
- 2 監査委員は、常に、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、 正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用して はならない。その職を退いた後も同様とする。
- 4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、常に自己研さんに努めるものとする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、 適切に指導的機能を発揮するものとする。

(監査等の実施)

第7条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。)を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。

なお、その場合のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、総合的に判断するものとする。

(報告の徴取)

第8条 監査委員は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第 22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果につい て、企業出納員に対して報告を求めることができる。

(監査調書の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画(以下「監査等の計画」という。)、これに基づき実施した監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する 証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、文書保 存期間に応じて適切に保存するものとする。" (情報管理)

- 第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず 外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。
- 2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、個人情報保護条 例等に基づき適切に取り扱うものとする。

(品質管理)

第11条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

- 第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠 を入手して、決定する監査等の結果の合理的な基礎を形成するものとする。 (監査等の実施方針及び計画の策定)
- 第13条 監査委員は、企業団を取り巻く内外の環境、リスク、過去の監査結果に対する措置の状況及び監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や 重点項目等の実施方針を策定するものとする。なお、当該実施方針は、環境 等の変化に応じて適宜見直すものとする。
- 2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるように、監査等の計画を策定するものとする。
- 3 監査委員は、年間監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 実施予定の監査等の種類及び対象
 - (2) 監査等の対象別実施予定時期
 - (3) 監査等の実施体制
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 監査等の種類
 - (2) 監査等の対象
 - (3) 監査等の着眼点
 - (4) 監査等の主な実施手続
 - (5) 監査等の実施場所及び日程

- (6) 監査等の担当者及び事務分担
- (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査等の計画の変更)

第14条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査等の計画を変更しなければならない。

(監査等の手続)

- 第15条 監査委員は、十分かつ適切な監査等の証拠を入手できるよう、必要 に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を 検討した上で、実施すべき監査等の手続を定めるものとする。
- 2 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するために、監査等の手続を定めるに当たり、有効性、効率性、経済性、合規性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。
- 3 監査等の手続は、試査又は精査による。なお、監査等の実施の結果、異常の兆候を発見した場合等必要と認める場合は、監査等の手続を追加して実施するものとする。
- 4 監査委員は、監査等の実施の結果、不正の兆候もしくは不正の事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して十分かつ適切な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続の適用)

第16条 監査委員は、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせる等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう 調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員の選任、外部監査人等との連携、他者情報の利活用及び調整)

- 第18条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。
- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。
- 3 監査委員は、前項に掲げる者から得た情報を利活用する場合には、それら の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、利活用する程度及び

方法を決定するものとする。

- 4 監査委員は、学識経験者等から意見を聴く場合、その必要性を吟味し、自 らの責任において利用するものとする。
- 5 監査委員は、外部監査人との間で、相互の監査の実施に支障を来さないよ う配慮するものとする。

(弁明、見解等の聴取)

第19条 監査委員は、原則として、監査等を実施した結果導き出される指摘、 意見及び勧告等に関する報告の決定の前に、対象部局等の長から弁明、見解 等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

- 第20条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会及び企業長に提出するものとする。
- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添え てその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講 ずる必要があると認める事項については勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び企業長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査、基金の運用状況審査及び資金不足比率等審査を終了したときは、意見を企業長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

- 第21条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点
 - (5) 監査等の主な実施内容
 - (6) 監査等の実施場所及び日程
 - (7) 監査等の結果
 - (8) その他必要と認める事項
- 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、 重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他 監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限り において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少 の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努め

ていること

- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限り において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少 の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努め ていること
- (3) 議会の請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (4) 企業長の要求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (5) 財政援助団体等に対する監査 前項第1号から第6号までの記載事項の とおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に 沿って行われていること
- (6) 公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること
- (7) 住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第6号までの記載事項のと おり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること
- (8) 企業長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること
- (9) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査 した限りにおいて、企業出納員等の現金の出納事務が正確に行われている こと
- (10) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限り において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (11) 基金の運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、企業長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること
- (12) 健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項 を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること

- (13) 資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容 を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明 らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査 又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することがで きなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、 内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

- 第22条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議による ものとする。
 - (1) 監査の結果に関する報告(財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査 に係るものに限る。以下同じ。)の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用審査に係る意見の決定
 - (6) 資金不足比率等審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び企業長等に提出するとともに公表するものとする。

(監査等の結果に関する報告等の公表)

- 第23条 監査委員は、監査報告等のうち、第4条第1項第1号から第5号まで及び第7号に定める監査に係るものについて、次に掲げる事項を、監査委員全員(除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。)の連名で速やかに公表するものとする。
 - (1) 監査の結果に関する報告の内容
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果

に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。
- 3 監査委員は、第4条第1項第7号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告 に基づき、議会又は企業長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、 これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。